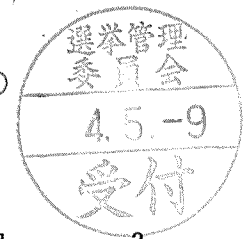


会計	繰越	繰算	転記		
①	②	③	④	○	○



収 支 報 告 書

令和 3 年分
(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな) けんせいかい 健政会
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23
- 3 代表者の氏名 野間 健
- 4 会計責任者の氏名 潟野 修一

政治団体の区分

政党の支部

政治資金団体の政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 野間 芳香

(電話) 0996-22-1505

(電話)



資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 野間 健

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 野間 健

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

1529

101590

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	3	1	1	6	6	6	6	2	円
(前年からの繰越額)	①			7	9	6	5	6	0	4	
(本年の収入額)	②			2	3	2	0	1	0	5	8
支 出 総 額	B			2	5	6	3	8	6	3	1
翌年への繰越額	A - B			5	5	2	8	0	3	1	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円	0
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)					0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1	0	8	0	1	内訳は(その7)へ
〔うち特定寄附〕					0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		9	0	0	0	0
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	9	8	0	1	0
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕					0	内訳は(その8)へ
イ 政 党 匿 名 寄 附					0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア+イ)	1	9	8	0	1	0

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入								
事業の種類	金額							備考
	十億	百	千	百	十	千	百	
野間たけし君を励ます会		3	4	0	0	0	0	令和3.8.3 令和3.8.3鹿児島市鳴池新町5-7自治労鹿児島県本部会議室
この頁の小計		3	4	0	0	0	0	
合計		3	4	0	0	0	0	

(備考) 1. 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
 2. 機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「〇〇紙発行事業」、「甲政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載すること。その他の事業にあっては「〇〇〇事業」というように記載すること。

(その6)

(6) その他の収入						備	考
摘	要	金 額					
		十億	百万	千	円		
この頁の小計							0
1件10万円未満のもの							58
合 計							58

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
- 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
- 3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額					年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	百	十				
寺地 哲美			1	0	0	0	令和3年1月4日	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 2 1	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 3 1	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 3 31	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 4 30	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 5 31	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 6 30	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 8 2	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 8 31	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 9 30	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
”			1	0	0	0	3 11 1	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員
(計)		(1	1	0	0	0)	
壇 慶一郎			1	0	0	0	令和3年1月5日	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員
”			1	0	0	0	3 2 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員
”			1	0	0	0	3 3 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員
この頁の小計			1	4	0	0			
その他の寄附									
合 計									

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金額					年月日	住所		職業	備考			
		十億	百万	千	百	十	円	令和						
壇 慶一郎				1	0	0	0	0	3	4	5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	4	30	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	6	4	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	7	5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	8	5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	9	3	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	10	5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	11	5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”				1	0	0	0	0	3	12	3	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
(計)			(1	2	0	0	0	0)				
田島 涼二				2	0	0	0	0	令和			鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”				2	0	0	0	0	3	1	8	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”				2	0	0	0	0	3	2	10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”				2	0	0	0	0	3	3	10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”				2	0	0	0	0	3	4	9	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”				2	0	0	0	0	3	5	10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
この頁の小計				1	9	0	0	0						
その他の寄附														
合 計														

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名		金額						年月日	住所	職業	備考		
田島 涼二		十億		百万	2	0	0	0	0	令和3.6.10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”					2	0	0	0	0	3.7.9	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”					2	0	0	0	0	3.8.10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”					2	0	0	0	0	3.9.10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
”					2	0	0	0	0	3.10.8	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長	
(計)				(2	0	0	0	0)			
坊野 由美子					1	0	0	0	0	令和3.1.9	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	0	3.2.4	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	0	3.3.12	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
(計)				(3	0	0	0	0)			
下田代 信夫					1	0	0	0	0	令和3.1.12	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	0	3.2.10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	0	3.3.10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	0	3.4.12	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	0	3.5.10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
この頁の小計					1	8	0	0	0				
その他の寄附													
合計													

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	百	十	円	令和			
下田代 信夫			1	0	0	0	3 6 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”			1	0	0	0	3 7 12	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”			1	0	0	0	3 8 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”			1	0	0	0	3 9 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”			1	0	0	0	3 10 11	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”			1	0	0	0	3 11 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”			1	0	0	0	3 12 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
(計)		(1	2	0	0)			
久保 忍			1	0	0	0	3 1 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”			1	0	0	0	3 2 22	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”			1	0	0	0	3 3 22	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”			1	0	0	0	3 4 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”			1	0	0	0	3 5 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”			1	0	0	0	3 6 21	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”			1	0	0	0	3 7 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
この頁の小計			1	4	0	0				
その他の寄附										
合 計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金額								年月日	住所	職業	備考	
		十億	百万	千	百	十	円	分	秒	令和				
久保 忍				1	0	0	0	0	0	3 8 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員		
”				1	0	0	0	0	0	3 9 21	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員		
”				1	0	0	0	0	0	3 10 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員		
”				1	0	0	0	0	0	3 11 22	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員		
(計)				(1	1	0	0	0)				
大田 輝美				3	0	0	0	0	0	令和 3 1 21	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 3 5	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 3 22	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 4 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 5 25	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 6 21	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 7 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 8 10	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 8 19	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
”				3	0	0	0	0	0	3 9 27	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員		
この頁の小計				3	4	0	0	0	0					
その他の寄附														
合計														

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附				
寄附者の氏名	金額				年月日	住 所	職 業	備 考		
大田 輝美	十億	百万	3	0	0	0	0	令和3.10.20 鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.11.29 鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.12.20 鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
(計)			(3	9	0	0)		
徳重 政子			3	0	0	0	0	令和3.1.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.2.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.3.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.4.23 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.5.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.6.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.7.21 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.8.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.9.24 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.10.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3.11.25 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
この頁の小計			4	2	0	0	0			
その他の寄附										
合 計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金額								年月日	住 所	職 業	備 考	
徳重 政子		十億		百万	3	0	0	0	0	令和3 12 24	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員		
(計)			(3	6	0	0	0	0)				
小園 美喜男					2	0	0	0	0	令和3 1 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 4 26	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 7 26	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 9 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 11 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”					2	0	0	0	0	3 12 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
(計)			(2	4	0	0	0	0)				
この頁の小計					2	7	0	0	0					
その他の寄附														
合 計														

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額					年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	百	円				
岩下 晃治			1	0	0	令和3 1 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”			1	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
(計)			(1	0	0)		
児玉 利久			2	0	0	令和3 1 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
この頁の小計			1	8	0				
その他の寄附									
合計									

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額					年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円	銭				
児玉 利久			2	0	0	令和3年5月25日	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
(計)			(2	0	0)			
永吉 浩二			1	0	0	令和3年1月25日	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
この頁の小計			2	0	0				
その他の寄附									
合計									← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
	十億	百万				円				
永吉 浩二			1	0	0	0	令和3年9月24日	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	0	3月10日 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
(計)			(1	0	0)			
手打 健次			2	0	0	0	令和3年1月25日	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月2日 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月3日 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月4日 26	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月5日 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月6日 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月7日 26	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			1	5	0	0	3月8日 20	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月8日 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			1	5	0	0	3月9日 20	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3月9日 27	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			1	5	0	0	3月10日 20	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
この頁の小計			6	5	0	0				
その他の寄附										
合計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住 所	職 業	備 考
手打 健次	十億	百万	2	0	0	0	令和3 10 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 11 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 12 27	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
(計)			(6	9	0)			
濱田 國弘			1	0	0	0	令和3 1 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	3 11 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
この頁の小計			1	7	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	百	十	円	令和				
濱田 國弘			1	0	0	0	0	3 12 24	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
(計)		(1	2	0	0	0)			
濱田 晋一			1	0	0	0	0	3 1 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 4 26	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 7 26	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 9 27	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
(計)		(1	0	0	0	0)			
今藤 尚一			1	0	0	0	0	3 1 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
この頁の小計			1	3	0	0	0				
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	百	十	円				
今藤 尚一			1	0	0	0	令和3.4.25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”			1	0	0	0	3.8.25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”			1	0	0	0	3.9.27	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”			1	0	0	0	3.11.25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”			1	0	0	0	3.12.27	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
(計)			(7	0	0)			
田島 賢一			2	0	0	0	令和3.1.25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.2.25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.3.25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.4.26	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.5.25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.6.25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.7.26	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.8.25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”			2	0	0	0	3.9.27	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
この頁の小計			2	3	0	0				
その他の寄附										
合 計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考	
田島 賢一	十億	百万	千	百	十	円	令和3.10.25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員		
(計)			(2	0	0	0)			
中原 政秋				1	0	0	0	令和3.1.25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”				1	0	0	0	3.2.25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”				1	0	0	0	3.3.25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”				1	0	0	0	3.4.26	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”				1	0	0	0	3.5.25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”				1	0	0	0	3.6.25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”				1	0	0	0	3.7.26	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”				1	0	0	0	3.8.25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
(計)			(8	0	0	0)			
堀之内 己千男				1	0	0	0	令和3.1.25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”				1	0	0	0	3.2.25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”				1	0	0	0	3.3.25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”				1	0	0	0	3.4.23	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
この頁の小計				1	4	0	0	0			
その他の寄附											
合計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること	

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	百	十	円	令和			
堀之内 己千男			1	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 11 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 12 24	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
(計)		(1	2	0	0)			
濱田 淳次			2	0	0	0	3 1 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”			2	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”			2	0	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”			2	0	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”			2	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”			2	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
この頁の小計			2	0	0	0				
その他の寄附										
合 計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
瀨田 淳次	十億	百万	2	0	0	0	令和3 7 21	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社社長	
”			2	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社社長	
”			2	0	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社社長	
”			3	0	0	0	3 10 13	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社社長	
”			2	0	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社社長	
(計)			(5	0	0)			
岩下 八州男			1	0	0	0	令和3 1 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”			1	0	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
この頁の小計			4	7	0	0				
その他の寄附										
合計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
岩下 八州男	十億	百万	1	0	0	0	令和3 10 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
(計)			(1	0	0	0			
田中 憲夫			1	0	0	0	令和3 1 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 11 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
”			1	0	0	0	3 12 24	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長	
(計)			(1	2	0	0			
この頁の小計			1	3	0	0				
その他の寄附										
合計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	百	十	円	令和			
直 春美			1	0	0	0	3 1 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 2 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 3 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 4 23	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 5 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 7 21	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 8 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 9 24	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	3 10 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
(計)			(1	0	0)			
宮里 兼実			2	0	0	0	3 1 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 3 1	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 3 29	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 4 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
この頁の小計			1	8	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
	十億	百万								
宮里 兼実			2	0	0	0	令和3 5 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 6 25	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 6 28	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 7 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 8 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 9 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	3 10 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
(計)			(2	2	0	0)			
小平 竜平			3	0	0	0	令和3 1 29	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	3 2 26	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	3 3 31	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	3 4 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	3 5 31	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	3 6 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	3 7 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
この頁の小計			3	5	0	0				
その他の寄附										
合計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	百	十	円	分				
小平 竜平			3	0	0	0	0	令和3 8 31	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3 9 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	3 10 29	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
(計)			(3	0	0	0	0)				
上村 清俊			5	0	0	0	0	令和3 2 4	鹿児島県鹿児島市下福元町7710-1	会社役員	
植田 利一			1	0	0	0	0	3 2 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 3 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 4 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 5 6	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 6 7	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 7 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 8 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 9 3	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 9 6	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	3 10 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
この頁の小計			1	1	4	0	0				
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額								年月日	住 所	職 業	備 考	
植田 利一	十億	百万	1	0	0	0	0	0	令和3.11.5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員		
”			1	0	0	0	0	0	3.12.6	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員		
”			1	0	0	0	0	0	3.12.27	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員		
(計)			(1	3	0	0	0)				
久保 辰八				1	0	0	0	0	令和3.2.5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.3.5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.4.5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.5.6	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.6.7	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.7.5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.8.5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.9.6	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.10.5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.11.5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
”				1	0	0	0	0	3.12.6	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員		
この頁の小計			4	1	0	0	0	0					
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
久保 辰八	十億	百万	千	円	令和3 12 27	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
(計)			1	0	0			
牧之角 五美			5	0	0	令和3 2 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 3 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 4 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 5 6	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 6 7	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 7 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 8 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 9 6	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 10 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 11 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 12 6	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
”			5	0	0	3 12 27	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問
(計)			6	0	0			
この頁の小計			7	0	0			
その他の寄附								
合計								

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
	十位	百万	千	百	十	円				
小杉 勇			5	0	0	0	令和3 2 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 3 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 4 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 5 6	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 6 7	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 7 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 8 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 9 6	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 10 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 11 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 12 6	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	3 12 27	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
(計)			1	6	0	0)			
後庵 究			1	0	0	0	令和3 4 5	宮崎県えびの市亀沢391-1	院長	
神蘭 むつ子			2	0	0	0	3 4 21	鹿児島県伊佐市大口上町44-1	会社役員	
この頁の小計			1	2	6	0				
その他の寄附										
合計										← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金額								年月日	住 所	職 業	備 考	
		十億	百万	千	百	十	千	百	十	令和				
神蘭 祐治				5	0	0	0	0	0	3 4 21	鹿児島県伊佐市大口上町44-1	会社役員		
岩崎 和貴						1	0	0	0	3 6 14	鹿児島県出水市福ノ江町670	無職		
吉見 健一						1	0	0	0	3 7 18	鹿児島県鹿児島市谷山中央6-1522	医師		
郡山 勉				1	0	0	0	0	0	3 8 29	鹿児島県出水市平和町815	農業		
川上 裕貴						2	0	0	0	3 9 2	千葉縣市川市八幡6-27-12	会社員		
滝 一徹						1	0	0	0	3 9 2	千葉県我孫子市我孫子2-6 エールの丘615	会社員		
磯 洋介						1	0	0	0	3 9 2	東京都文京区千駄木3-37-17-604	会社員		
柏瀬 忠正						3	0	0	0	3 9 3	東京都世田谷区上馬2-20-1	会社員		
石川 隆						3	0	0	0	3 10 6	千葉県千葉市美浜区打瀬3-7-614	会社員		
榎 秀隆						2	0	0	0	3 10 12	東京都新宿区中落合4-6-11	新宿区議会議員		
池田 公一						1	0	0	0	3 10 12	鹿児島県出水市下鯖町1668	会社員		
吉崎 裕子			1	1	0	0	0	0	0	3 10 18	鹿児島県鹿児島市郡山町1445-2	会社員		
白肌 誠						1	0	0	0	3 10 20	鹿児島県阿久根市波留3941-1	無職		
久保 純一						1	0	0	0	3 10 23	鹿児島県鹿児島市中町6-18	会社役員		
伊藤 直樹						1	0	0	0	3 10 26	東京都世田谷区成城8-5-6	法人理事長		
この頁の小計				2	0	5	1	0	0					
その他の寄附														
合 計														

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名		金額								年月日	住所	職業	備考	
伊藤 直樹		十億		百万	5	0	0	0	0	0	令和3年12月15日	東京都世田谷区成城8-5-6	法人理事長	
(計)				(6	0	0	0	0	0)			
伊藤 利枝					1	0	0	0	0	0	令和3年10月26日	東京都世田谷区成城8-5-6	法人理事	
”					5	0	0	0	0	0	3年12月15日	東京都世田谷区成城8-5-6	法人理事	
(計)				(6	0	0	0	0	0)			
萩迫 清孝					1	0	0	0	0	0	令和3年11月2日	鹿児島県薩摩川内市高城町上手3626	役員	
木場 吉彦					1	0	0	0	0	0	3年11月4日	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名12437-23	無職	
この頁の小計					1	1	2	0	0	0	0			
その他の寄附						4	0	0	0	0	0			
合計					1	0	8	0	1	0	0			

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 政治団体が行う寄附については、量的制限はない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	政治団体からの寄附		
団体の名称	金額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円	令和			
陸山会		1	0	0	0	0	0	0	0	3 6 25	東京都港区赤坂2-14-9	小沢 一郎	
”		5	0	0	0	0	0	0	0	3 10 23	東京都港区赤坂2-14-9	小沢 一郎	
(計)		(6	0	0	0	0	0	0)			
国民改革協議会		3	0	0	0	0	0	0	0	令和 3 10 14	東京都千代田区平河町2-14-1 TSビル2階	直嶋正行	
この頁の小計			9	0	0	0	0	0	0				
その他の寄附									0				
合計			9	0	0	0	0	0	0				

← 様式(その2)「(ウ)政治団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額								備 考
		十億	百万	千	円					
1	経 常 経 費									
(1)	人 件 費								0	
(2)	光 熱 水 費					7	6	4	4	0
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費					6	7	0	9	0
(4)	事 務 所 費					3	5	9	5	6
	小 計					5	0	3	0	9
										① ((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費									
(1)	組 織 活 動 費					1	0	7	9	5
(2)	選 挙 関 係 費									0
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					2	7	5	8	6
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									0
	イ 宣 伝 事 業 費									0
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費					2	7	5	8	6
	エ そ の 他 の 事 業 費									0
(4)	調 査 研 究 費									0
(5)	寄 附 ・ 交 付 金		2	2	0	0	0	0	0	0
(6)	そ の 他 の 経 費		3	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		2	5	1	3	5	5	4	1
										② ((1)~(6)の合計)
	合 計		2	5	6	3	8	6	3	1
										①+②

内訳は様式
(その14)へ

※資金管理団体および国会議員

関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 光熱水費							
支出の目的	金			額			年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備考	
	十億	百万	千	百	十	円					
電気代			1	1	0	0	0	令和3 9 15	九州電力(株)川内営業所	鹿児島県薩摩川内市西向田町6-26	
”			1	2	0	0	0	3 11 4	九州電力(株)川内営業所	鹿児島県薩摩川内市西向田町6-26	
この頁の小計			2	3	0	0	0				
その他の支出			5	3	4	4	0				
合 計			7	6	4	4	0				

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 備品・消耗品費				
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考	
	十億	百万	千円					
温度計			1 9 8 5 0	3 5 10	(株)鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3		
自動車修理代			2 8 0 0 0	3 10 18	(有)小園自動車商会	鹿児島県薩摩川内市東開聞町11-7		
この頁の小計			4 7 8 5 0					
その他の支出			1 9 2 4 0					
合 計			6 7 0 9 0					

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千				
家賃			2 5 0 0 0	令和3 1 28	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 5 0 0 0	3 3 1	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 5 0 0 0	3 3 31	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
管理費その他			2 2 0 0 0	3 4 14	奥 康己	鹿児島県薩摩川内市中郷町6550-1	
家賃			2 5 0 0 0	3 4 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
自動車税			3 4 5 0 0	3 5 14	鹿児島県鹿児島地域振興局	鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目5-1	
家賃			2 5 0 0 0	3 5 25	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 5 0 0 0	3 6 29	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 5 0 0 0	3 8 3	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 5 0 0 0	3 8 27	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 5 0 0 0	3 9 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			1 5 0 0 0	3 10 29	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 5 0 0 0	3 11 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2 0 0 0 0	3 12 27	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
この頁の小計			3 4 1 5 0 0				
その他の支出			1 8 0 6 0				
合 計			3 5 9 5 6 0				

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分(組織活動費(旅費交通費))				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	百					
高速代			1	1	4	1	0	3	5	10	㈱鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3		
ETC利用料			1	5	8	2	0	3	7	12	㈱鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3		
”			1	0	9	6	0	3	8	10	㈱鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3		
”			1	6	4	5	0	3	10	11	㈱鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3		
”			1	5	3	3	0	3	12	10	㈱鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市泉町3-3		
この頁の小計			6	9	9	7	0							
その他の支出			3	7	9	8	5							
合 計			1	0	7	9	5	5						

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分(政治資金パーティー開催事業費(野間たけし君を励ます会))			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては, 主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	百				
食品代			2	3	9	8	6			令和3年8月3日	(株)大和	鹿児島県薩摩川内市神田町10-12	
この頁の小計			2	3	9	8	6						
その他の支出				3	6	0	0						
合 計			2	7	5	8	6						

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分(寄附・交付金(寄附金))			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては, 主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円	分	秒	分	秒	分				
寄附金		5	0	0	0	0	0	0	0	令和3年4月30日	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
”		7	0	0	0	0	0	0	0	3月7日30分	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
”		5	0	0	0	0	0	0	0	3月9日30分	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
”		5	0	0	0	0	0	0	0	3月11日5分	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
この頁の小計		2	2	0	0	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合 計		2	2	0	0	0	0	0	0				

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 (その他の経費(借入金返済))			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては, 主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
借入金返済		3	0	0	0	0	0	0	0	令和3年12月20日	野間 健	鹿児島県薩摩川内市平佐町2887-1-301	
この頁の小計		3	0	0	0	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合 計		3	0	0	0	0	0	0	0				

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳										項目別区分		借入先ごとの残額が100万円を超える借入金		
摘要		金額								年月日	備考			
		十億	百万	千	百	十	千	百	十	百	十	百	十	百
野間 健			4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野間 健			2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野間 健			2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野間 健			2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野間 健				7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野間 健			1	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野間 健				6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野間 健			3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 1 資産等の内訳については、項目別区分を「土地」、「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、「動産」、「預金又は貯金」、「金銭信託」、「有価証券」、「出資による権利」、「貸付金」、「敷金」、「施設の利用に関する権利」、「借入金」に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 4 月 ²⁷~~22~~ 日



政治団体の名称 健政会

会計責任者の氏名 潟野 修一

代表者の氏名 (解散団体のみ)



(注) 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名 (解散団体のみ)」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和4年4月27日

健政会
代表 野間 健 殿

登録政治資金監査人

奥 康 巳

登録番号 第 1 4 5 7 号

研修終了年月日 平成21年5月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、健政会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、健政会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基

づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

健保会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上